

お知らせ

令和5年9月22日
北陸情報産業健康保険組合

定期的な被扶養者の認定状況の確認等の実施について

健康保険組合では、この11月から昨年と同様に被扶養者の認定状況の再確認等を実施することとしています。

被扶養者の定期的な確認は法律（健康保険法施行規則第50条）の規定に基づき毎年行われ、健康保険組合財政の健全化及び保険給付を適正に行うことを目的に実施するもので、大変重要なものとなっています。

実施時期が近づきましたら、事業所を通じてご案内があると思われませんが、実施等の概要についてあらかじめお知らせいたします。

被保険者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

詳細は次ページ以下のとおりです。

令和5年度被扶養者資格の再確認の実施について

令和5年度における被扶養者の再確認(検認)の実施については、以下の方法により実施することとしますので予めお知らせいたします。

1 目的

被扶養者の定期的な再確認を行うことで、被扶養者資格の適正な認定、また、このことにより医療費及び各種納付金・拠出金の適正化を図ります。

実施方法として以下のことを行います。

- ① 被扶養者資格の再確認及び登録内容の確認
- ② 被扶養者を有する被保険者の登録内容の確認

※ 登録内容には住所情報を含みます。

2 実施期間

令和5年10月下旬から令和5年12月中旬にかけて実施します。

3 再確認対象者

被扶養者のうち、令和5年4月1日現在において15歳以上の方を対象として、重点的に実施します。

4 実施方法

(1) 対象となる被扶養者のいる方について、「健康保険被保険者被扶養者調書」(以下「調書」といいます。)を調製し事業主を通じて被保険者へ配付します。

(2) 被保険者において調書に必要な事項を記入し、扶養の事実を証明する書類として次の書類を添えて、事業主を経由して組合へ提出することとします。

- ① 収入に関する事実証明書類
 - 別紙1「被扶養者資格の再確認に必要な書類一覧」の※1・※2をご確認ください。
- ② 学生・生徒以外の子、父母、兄弟姉妹等については、同居・別居に関する事実証明書類
 - 同居の場合は世帯全員の住民票
 - 別居の場合は被保険者からの生活のための資金送付が、継続的に(1年に6回以上)行われていることの証明書が必要です。
- ③ 学生・生徒については、健康保険被保険者被扶養者調書への学校名・学部名・学年の記入で確認します。

5 調書の提出の無い方、扶養の事実を証明する書類の提出の無い方の取り扱い

書類提出のない方については、被扶養者から削除することとなりますので、十分ご注意ください。

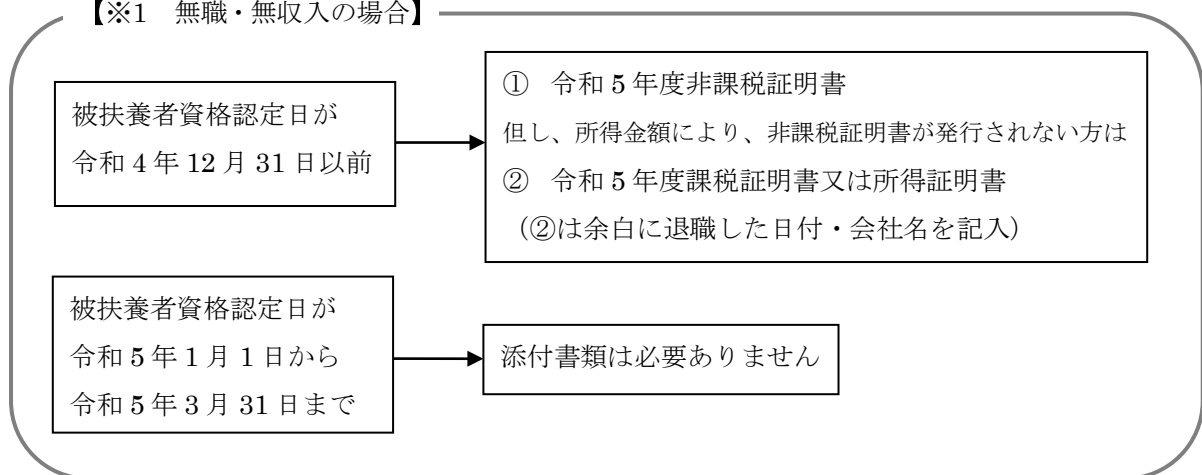
被扶養者資格の再確認に必要な書類一覧

(ここに記載の書類だけで確認できない場合には、書類の追加をお願いすることがあります。)

●は必要な書類をあらわしています。

		収入に関する証明書	住民票 ※4	送金証明 ※5
配偶者	無職・無収入	● ※1	—	—
	収入がある場合	● ※2	—	—
子	学生・生徒	— ※3	—	—
	学生・生徒以外	●※1 又は※2	● (同居の場合のみ)	●(別居の場合のみ)
祖父母・ 父母	無職・無収入	● ※1		●(別居の場合のみ)
	収入がある場合	● ※2		
弟妹・ 姉	学生・生徒	— ※3		●(別居の場合のみ)
	学生・生徒以外	●※1 又は※2		
その他		●※1 又は※2	●(別居の場合のみ) 続柄により別居不可	

【※1 無職・無収入の場合】



※2 給与収入…就労証明書（健保所定の様式を次頁に掲載）

事業収入…令和4年確定申告書の写し

年金収入…年金振込通知書等直近の年金額が確認できる書類の写し

(源泉徴収票は不可)

その他収入…収入額を証明する書類

※3 学生・生徒でも収入がある場合には※2が必要

※4 世帯全員の住民票

※5 直近3ヵ月分の送金額が証明できるもの(銀行振込・現金書留の控え等)の写し

認定対象者（被扶養者）の氏名
を必ず記入して下さい。

就労証明書<記入例>

当社(甲)は、健保 花子(乙)を下記1~9欄を主な内容とした労働契約に基づき雇用していることを証明します。

また、直近一年間に乙に対し支払った賃金等は10欄のとおりです。

なお、当社の一般的な従業員の勤務条件等の状況については、11~13欄に記載したとおりですので併せて証明します。

記

1.雇用期間

・期間の定めの有無 有 年 月 日～ 年 月 日(更新の有・無)
 無 令和1年 4月 1日～

2.従事する業務の内容 (経理事務)

3.所定労働時間 9時 00分～ 15時 00分 (実働計1日 5時間00分)
(実働計1週 25時間00分)

4.勤務日数(月平均) 20日間

5.賃金の形態 ・月給(円) ・日給月給(円)
・日給(円) ・時間給(800円) ・その他(円)

6.諸手当支給の有無と名称及び額(通勤手当(非課税含む)も記入してください。)

有 通勤 手当(5,000円/月・日) _____ 手当(円/月・日)
_____ 手当(円/月・日) _____ 手当(円/月・日)
無

7.賞与等の支給の有無

有 夏季賞与等(30,000 円) 冬季賞与等(40,000 円)
無

8.雇用保険の加入状況 有 無

証明日から遡って直近一年間の支払
総額を記入して下さい。

9.その他特記事項 ()

10.直近一年間の賃金支払状況(諸手当、賞与等を含む)

賃金支払月	勤務日数	勤務時間	賃金支払総額	賃金支払月	勤務日数	勤務時間	賃金支払総額
R4.11	21	105	89,000	R5.6	21	107	90,600
R4.12	21	105	89,000	R5.7	18	93	79,400
R5.1	20	103	87,400	R5.8	19	100	85,000
R5.2	19	96	81,800	R5.9	20	105	89,000
R5.3	18	91	77,800	R5.10	21	107	90,600
R5.4	20	100	85,000	賞与等(6月支払)			30,000
R5.5	20	101	85,800	賞与等(12月支払)			40,000
直近一年間の賃金支払総額				1,100,400 円			

11.一般的な従業員の勤務時間

8時 30分～17時 30分(実働計1日 8時間00分)(実働計1週 40時間00分)

12.一般的な従業員の勤務日数(月平均) 20日間

13.当社の健康保険適用状況

有 () 協会けんぽ ・() 健康保険組合
() 共済組合 ・() 国民健康保険組合
無

正社員の方の勤務状況について
記入して下さい。

令和5年11月10日

所在地 石川県金沢市〇〇町〇丁目〇〇番地
事業所名称 株式会社 〇▽〇▽
(甲) 事業主 〇〇 〇〇
担当者 〇〇 ▽▽
TEL 076-123-3456

※健康保険組合より内容について確認をさせていただく場合がありますので、担当者名を必ずご記入ください。

【参考】実施根拠規定等

健康保険法施行規則（抄）

（被保険者証の検認又は更新等）

第50条 保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。

2 事業主は、前項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、被保険者（任意継続被保険者を除く。次項、第六項及び第七項において同じ。）にその提出を求め、遅滞なく、これを保険者に提出しなければならない。

3 被保険者は、前項の規定により被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを事業主に提出しなければならない。

4～8 略

9 第一項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする。

保発第 1029004 号
平成 16 年 10 月 29 日

健康保険組合理事長殿

厚生労働省保険局長

組合管掌の健康保険被保険者証の検認及び更新について

組合管掌の健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）の検認及び更新については、今後、下記のとおり取り扱うこととしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

また、被保険者証等の利便性の向上等を図る観点から、被保険者証のカード化の推進に向けてご協力を願いたい。

記

1. 被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から、毎年度実施すること。
2. (略)

保保発第 1029005 号
平成 16 年 10 月 29 日

健康保険組合理事長殿

厚生労働省保険局保険課長

組合管掌の健康保険被保険者証の検認及び更新について

標記については、平成 16 年 10 月 29 日保発第 1029004 号をもって貴職あて通知されたところであるが、その実施に当たっては、同通知によるほか、次の事項に留意の上取り扱われたい。

記

1. 被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること。
2. 以下（略）